

常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

常滑市長 伊 藤 辰 矢

常滑市条例第12号

常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成28年常滑市条例第39号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手当の種類	勤務の内容	手当の額	手当の種類	勤務の内容	手当の額
略			略		
災害応急作業 派遣手当	略	1 日 <u>1,440円</u>	災害応急作業 派遣手当	略	1 日 <u>1,080円</u>
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。